

審議内容

(議案第4号について都市計画課より説明)

委員 計画図4の富松町3丁目1-1の場合、従前は3敷地あり、中央部の農地が廃止となるが、従前の両端部分の2つを一団の農地として扱うことに問題はないのか。また、このような一団の農地を認定する場合、隣接する別の農地に組み替えるというような対応はしないのか。

事務局 資料の4-26ページに記載のとおり、複数の農地が同一の街区内に存在することも要件を満たすケースの一つとなっており、指定要件を全て満たしているものである。また、隣接する別の街区の農地と新たな一団の区域になるよう組み替えて設定するという考えもあるが、基本的には既存の一団の区域を基に区域設定している。

以上